

令和5年6月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち迅速継手(都市ガス用)1件)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 15件
(うちIH調理器1件、照明器具1件、
ポータブル電源(リチウムイオン)1件、延長コード1件、
LEDランプ(直管形)1件、携帯型電気冷蔵庫1件、
扇風機(充電式、携帯型)1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
電動アシスト自転車1件、エアコン(室外機)1件、
ごみ収集庫1件、リチウム電池内蔵充電器2件、
電気冷蔵庫1件、直流電源装置(パソコン用)1件)

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300235	令和5年6月4日	令和5年6月21日	迅速継手(都市ガス用)	JG200	株式会社ハーマン	火災	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300222	令和5年5月23日	令和5年6月19日	IH調理器	火災	当該製品の上に置いていた他社製のIH調理器を使用後、異音が出たため確認すると、当該製品から発煙し、当該製品を熔融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月8日
A202300223	令和5年6月3日	令和5年6月19日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から35年以上経過した製品 令和5年6月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300224	令和5年5月29日	令和5年6月19日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年6月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300225	令和5年6月10日	令和5年6月19日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300226	令和5年5月19日	令和5年6月19日	LEDランプ(直管形)	火災	店舗の駐車場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202300227	令和5年5月26日	令和5年6月19日	携帯型電気冷蔵庫	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和5年6月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300228	令和4年7月 ※不明	令和5年6月20日	扇風機(充電式、携帯型)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和4年8月4日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年7月15 日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A202300229	令和5年6月13日	令和5年6月20日	パワーコンディショ ナ(太陽光発電シス テム用)	火災	当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製 品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202300230	平成27年4月21日	令和5年6月20日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルが回り、転倒、右手を負傷した。事 故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年6月14 日
A202300231	令和5年6月8日	令和5年6月20日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、 現在、原因を調査中。	静岡県	
A202300232	令和5年4月22日	令和5年6月20日	ごみ収集庫	重傷1名	当該製品の蓋を開閉しようとしたところ、右手指を挟み、負傷し た。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年6月8 日
A202300233	令和5年5月16日	令和5年6月21日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	駐車場で車両内に置いていた当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、 現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和5年6月9 日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300234	令和5年5月14日	令和5年6月21日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年6月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202300236	令和5年6月18日	令和5年6月21日	電気冷蔵庫	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300237	令和5年4月15日	令和5年6月21日	直流電源装置(パソコン用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年6月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月13日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし